

二セコ町景観条例・施行規則等のR2年度改正概要

改正理由

近年の複雑化する開発事業への対応と景観条例のあり方を踏まえ、設計者及び施工者を含む開発事業者の立場を明確にするとともに、協議にあたりこれまで運用や解釈の中で取り扱っていた事項を条文に明記するなど、本条例の立場からまちづくりに寄与する開発事業への助言・指導等を適切に行うために、条例の一部改正を行う。

改正点

- ① 氏名等の公表対象について、設計者等（設計者・施工者）を追加するため、以下の内容を追加。
設計者等の定義・責務の追加、開発事業者に設計者等を追記し、その立場を明確にする。（第2条第3号、第6条の2、第28条）
- ② 工作物に風力発電設備及び太陽電池発電設備を加え、協議対象として明文化。（第2条第7号）
- ③ 建築物・工作物の協議対象に一団の取扱いを追記（第28条第1号及び第2号）。
一団の開発事業の判断基準を指導審査基準に追加（基準第5）。
- ④ 同一事業者の取り扱いについて、協議逃れを防ぐため、一団の開発事業の判断基準を別に定め、同一事業者の表現を削除（第28条第4号及び第5号、基準第5）。

※基準第5(1)：開発事業における一団の判断基準について以下のとおり追加。

第5(1)ア：行為主体の同一性を追加。

第5(1)イ：利用目的の一体性を追加。

第5(1)ウ：物理的位置関係を追加。

第5(1)エ：時期的関係を追加。

- ⑤ 説明会の開催に併せて、資料の公開を追加。（第30条の2）
- ⑥ 説明会の開催、資料の公開については、ただし書き規定を追加。（第30条、第30条の2）
開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認める場合の除外規定を追記し、個人の住宅など小規模な開発事業については説明会等を求めないものとする。
- ⑦ 説明会の再開催、資料の再公開を追加。（第30条第5項、第30条の2第7項）
- ⑧ 同意後、一定期間以上未着手の事業については再協議とする内容を追加。
社会状況、周辺状況などの変化を鑑み、同意通知後、3年以上未着手の開発事業については再協議とする。